

令和 6 年度京丹後市要保護児童対策地域協議会代表者会議 会議録

1 開催日時

令和 6 年 7 月 22 日（月）午後 1 時～午後 3 時 15 分

2 開催場所

京丹後市峰山総合福祉センター コミュニティホール

3 出席者氏名

(1) 出席者

中山 泰（京丹後市長）
吉田 千春会長（京丹後市こども部長）
蒲田 有希子副会長（京丹後市こども部子育て支援課長）
市田 奈津子委員（京都府福知山児童相談所長）
西邑 章委員代理（京都府丹後保健所長代理）
佐藤 好委員（京都地方法務局京丹後支局長）
山田 正人委員（京都府京丹後警察署長）
藤原 大輔委員代理（北丹医師会長代理）
安保 千秋委員（京都弁護士会代表）
廣野 克巳委員（京丹後市消防本部消防長）
清水 弘子委員（京丹後人権擁護委員協議会副会長）
櫛田 啓委員代理（みねやま福祉会理事長代理）
今田 幸四郎委員（京丹後市民生児童委員協議会長）
川村 義輝委員（京丹後市教育委員会教育次長）
中西 陽一委員（京丹後市福祉事務所長）

(2) 協議会事務局

小谷 要子（子育て支援課参事）
片柳 弘司（学校教育課主幹）
野村 亜紀子（子育て支援課長補佐）
大澤 和子（子育て支援課係長）
吉川 満典（子育て支援課主任臨床心理士）
城下 智美（子育て支援課主任）

(3) オブザーバー

川崎 二三彦（子どもの虹情報研修センター長）

4 内容

会議次第（別紙）のとおり

5 公開または非公開の別
公開

6 傍聴人の人数
0名

7 会議録

開会

<事務局>

それでは定刻になりましたので、ただいまから京丹後市要保護児童対策地域協議会代表者会議を開催いたします。

本日はお忙しい中、ご出席をいただきましてありがとうございます。本日司会を務めさせていただきます本協議会副会長、こども部子育て支援課長の蒲田と申します。どうぞよろしくお願いたします。

それでは開会にあたりまして、京丹後市長中山泰よりご挨拶申し上げます。

市長挨拶

<挨拶：京丹後市長>

皆さんこんにちは。本日は京丹後市要保護児童対策地域協議会の代表者会議にご参集賜りまして本当にありがとうございます。京都市内、福知山市からもお越しいただきありがとうございます。

また日頃は先生方におかれましては、本市の要保護児童の支援、ケース会議などでも大変お世話になりありがとうございます。

我が国全体の大きな課題として、複雑な環境の中で児童虐待の相談件数が増加しているということでございます。

我が市にあっても、色々な事情の中で相談の実件数が令和3年以降、年間450人を超えるレベルで続いているということございまして、引き続きしっかりとした対策を皆でしていかなければならないと思っております。

市としまして、子ども真ん中のまちづくり、そして、子育て支援の環境としても高いレベルでやっていきたいということで、子育て環境日本一のまちづくりというのを京都府とともに標榜しながら目指しております。

この4月からこども部を創設して、そこにこども家庭センターを置いて、妊娠された時から子育て期に至るまで一貫して様々な切れ目のない支援をしていけるような体制も整えてきたところでございます。そんな中で、ヤングケアラーの支援につきましても、昨年度から実態把握をして、情報の共有、そして早期発見、早期対応

に尽くしていくということも進めているところでございます。児童虐待に対する対策もしっかりとやっていきたいと思っております。

今日は、そんな中で子どもの虹情報研修センターのセンター長の川崎様にお越しいただいて、貴重なお話を賜ることとしておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

実り多い場にして参りたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

委員自己紹介

<事務局>

この会議についてですが、京丹後市審議会等の会議の公開に関する条例の規定に基づき、公開の対象となっております。また、会議の内容を録音させていただきますので、ご発言はマイクを通してお願いいたします。本日はオブザーバーとして子どもの虹情報研修センターセンター長の川崎二三彦様にもご参加をいただいております。川崎様には議題に関しまして、ご講評をいただく予定としております。

それでは初めにご出席いただいております委員の皆様の自己紹介をお願いしたいと存じます。お手元に名簿をつけておりますのでご覧ください。それでは、京都府丹後保健所福祉課長様よりお願いいたします。

⇒ 別紙「京丹後市要保護児童対策地域協議会 代表者会議委員名簿」参照

議題

<事務局>

ありがとうございました。市長につきましては、公務の都合で退席をさせていただきます。続きまして、議題に入らせていただきます。

<事務局>

- (1) 京丹後市要保護児童対策地域協議会の構成について（資料 1）
- (2) 令和 5 年度京丹後市要保護児童対策地域協議会運営状況について（資料 2）
- (3) 令和 5 年度家庭児童相談実績等報告及びケース会議の実施状況について（資料 3）
- (4) 令和 6 年度要保護児童対策地域協議会の活動計画について（資料 4）
- (5) 令和 5 年度ヤングケアラーに関する活動実施報告について（資料 5）
- (6) 令和 6 年度ヤングケアラーに関する活動計画について（資料 6）

⇒ 資料をもとに協議会事務局より説明

<事務局>

議題の 1 から 6 につきましてご質問、ご意見がございましたでしょうか。

<委員>

みねやま福祉会の櫛田と申します。協議会の構成についてご提案があります。このような構成でみねやま福祉会も関わらせてもらっておりますが、みねやま福祉会では昨年 12 月に「丹後子ども家庭支援センターCOCO」を設置しました。子ども家庭センターや児童相談所と連携をして養育相談等々に関わっていく機関でございまして、可能であれば実務者会議の中のケース進行管理会議に相談員がいらせると、ケースの状況等を 2 ヶ月に 1 回確認し合いながらスムーズに連携が図れるのではないかと思います。他府県では要対協のケース進行管理会議に参加している児童家庭支援センターが多いということも伺っておりますので、京丹後市でも可能であれば相談員の派遣ができたというふうに思っております。以上です。

<事務局>

ありがとうございました。

<事務局>

こちらでも COCO さんとやり取りをさせてもらっておりまして、ケース進行管理会議のご参加につきましては、検討をさせていただけたらと思います。

<委員>

医師会には情報が全然上がってきていません。治療するのは我々なのでそこら辺の情報が全く上がってこないというのが疑問です。

我々、医療も巻き込んでいただかないと。児相に相談するのは我々の義務なので、その義務を履行ができない状況です。その点、皆さんはどう考えてらっしゃるでしょうか。

<事務局>

ありがとうございます。医療機関との連携につきましては、児童相談所や消防、警察、そしてここにお集まりいただいている皆様と随時させていただいております。

<委員>

医療機関との連携についてはないです。

<委員>

COCO という子ども家庭支援センターの設置を藤原先生は全く今初めて聞いたという主旨なのか、それとも児童相談全般にわたっての連携不足という点からという主旨なのでしょうか？

<委員>

うちは知りませんでした。医師会への議題提出もありませんでした。こういう施設ができて、もしドクターが携われるんだったらすごくいいことです。私たちはそういう児童の連絡を行政にしないといけない義務を持ってるんです。

みねやま福祉会様がそういうシステムを持つのは非常にありがたいと思っています。でも、医療への連携がないというのは申し上げておきます。相談員さんが入っていただくのは全然いいと思ってるんですが、なぜ医師会に提案がなかったのかというのが疑問だと申し上げています。

<委員>

藤原先生もこの実務者会議の組織の中にCOCOの職員が参加するのは賛同だということと理解しましたし、舞鶴市の施設が設置したこども家庭支援センターも当初から実務者会議に出席していました。

児童相談所が遠方地ですので、重篤な虐待ケースではない身近な課題解決のためということではCOCOさんに非常に大きな期待を持っております。事務局の方々にも私からもお願いしたいところです。医師会への連絡という点は私では何とも言えないんですが、広報はどんなふうになっておられますか。

<委員>

広報等は市のお知らせ版や広報誌でなされたということでもあります。今の意見は要対協の情報が医師会に全然入ってこないということです。

<委員>

そうです。会議に相談員が入られるんだったら、我々も情報としてはお伺いしたい。どのような情報があって、どのような対応をされているのかを先ず医師会と共有していただくのがベターじゃないでしょうか。

<会長>

先生方に関係していただいている児童生徒につきましては連携をとっているものと私は認識しておりましたけれども、それが不十分だったということで聞かせていただきましたので、今後は先生のご意見も聞きながら充実していきたいと思いますし、医師会へのお願いであったり、説明につきましては不足していたということで、また今後、説明させていただき、ご協力のお願いをしていくなど、連携をしていきたいと考えております。

<委員>

そうでしたら書類に書いて送ってきてください。よろしく願いいたします。

<事務局>

ありがとうございます。その他にご意見等ございますでしょうか。

<委員>

ヤングケアラーの出張相談について、「ヤングケアラーの方、相談どうぞ」というような看板ではないのかなとか思いながら見てたのですが、どんなふうなアナウンスでの相談会になりますか。

<事務局>

ご質問ありがとうございます。こちらは、学校を通じてチラシを配らせていただいております。お家でお手伝いや介護をしている皆様へというような形で、はっきりとヤングケアラーという単語を出してはいるわけではないです。「お家で頑張っていることをお話しませんか」という内容のチラシを終業式前に学校で配っていただいている状況です。ポスターも作り、学校の掲示板など目につくところに貼っていただくような形でご案内をさせていただいております。以上です。

<委員>

ありがとうございます。新しい取り組みになるんですね。また結果の報告が来年聞けるのかなと思っています。ありがとうございます。

<委員>

多分、子どもたちは「ヤングケアラーって何？」という話になるので、わかりやすく説明してあげると子どもたちも、「OK」、「わかる」となると思います。

<事務局>

わかりました。ありがとうございます。

<事務局>

ありがとうございました。他になければ、以上をもちまして京丹後市要保護児童対策地域協議会の運営に係る協議を終了させていただきます。それでは、川崎様よりご講評いただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

<講師>

藤原先生が積極的に関わりたいというお話をされてました。いくつか自治体の様子を見てますと中には実際にお医者さんが色んな講演で「要対協はすばらしい」とお話をされてる先生もおられます。

でも一方で、医師会は形式的に参加してるだけで発言をされないようなことも聞

いています。今日、積極的に要対協を活用したいというお話があったので、そういう意味で言うと、要対協の様々な団体が積極的に深く取り組んでいくというきっかけになる良い発言でありましたし、今日の発言を踏まえて要対協がさらに個々の子どもたちの支援に踏み込んでいくためのきっかけになればいいかなと思って聞いておりました。

数字そのものについてはぱっと見ただけではわからないところもありますが、この延べ数と実件数を見ても、虐待事例相談はやっぱり簡単にはいかないということです。様々な活動をされていると思いますので、こうした活動をさらに引き継いで、また各団体でもそれぞれ色々な取り組みをされていると思うので、その取り組みの経験を交流するなどして、要対協がこの地域の子どものための組織になればいいと思って聞いておりました。

<事務局>

先生ありがとうございました。それではこの後、研修に移りたいと思います。準備をいたしますのでしばらくお待ちください。

研修

<事務局>

それでは準備が整いましたので研修に移らせていただきます。本日は「児童福祉法改正と市町村の役割」と題しまして、子どもの虹情報研修センターセンター長川崎二三彦様よりご講演をいただきます。川崎様には大変お忙しい中、本協議会の協議そして研修講師を快くお引き受けいただきまして誠にありがとうございます。

ご講演をいただきます、川崎二三彦様のご紹介をさせていただきます。川崎様は京都府の各児童相談所で心理判定員及び児童福祉司として約32年間相談業務に従事され、2007年より子どもの虹情報研修センターに勤めておられます。また、川崎様は子どもたちが安心して生きられる社会を実現するために国や地方自治体、民間の援助機関、関係団体、研究機関等と緊密に連携され、現場に学び、現場に返すことを大切にしながら研修や研究、専門相談、情報提供の取り組みを進め、最前線で子ども虐待に対応する人への支援を行っておられます。また、著書は『子ども虐待ソーシャルワークー転換期に立ち会う』、『児童虐待ー現場からの提言』など多数ございます。それでは川崎様、どうぞよろしくお願いたします。

<講師>

皆さんどうも改めまして、子どもの虹情報研修センター理事の川崎と申します。よろしくお願いたします。

⇒ 資料・スライドにより研修

<事務局>

ありがとうございました。それではせっかくの機会ですので質疑応答の時間を作りたいと思います。川崎先生にご質問がありましたら挙手をお願いいたします。

<委員>

ありがとうございました。児童相談所の立場としては、スライド 20 ページの一時保護開始時の司法審査導入について皆さんに詳しく知っていただいたことがよかったと思っています。これまで市町村から送致書をいただいていたのですが、今後は不同意の場合は 7 日以内に家裁に申立承認をもらう必要がありますので、急ぎいただかないといけなくなるというのが京丹後市さんにも大いに影響がある点だと思います。

それと、親権者あるいは未成年後見人の存在を確認する作業が加わります。できましたら市町村に戸籍も添付していただきたいと思うのですが、そのあたり、川崎センター長のご意見やアドバイスがあればお願いします。

<講師>

私も詳しくないんですが、去年の 12 月に案が出ていて、それに対して何百という質問が出てると聞いています。6 月になるまでに国からもっと詳しい通知が出ると思います。

保護者が同意している場合は裁判所の許可はいりませんが、保護者の意に反する場合は裁判所の承認が必要になります。最初は同意していても途中でひっくり返ったらどうなるのかということもあります。

親権者の問題なので、親権の確認は必要です。「私が親権者です」と言っても本当かどうかわからない。違っていたら違法な決定になるので確認がいきます。

戸籍も京丹後市にあるとも限らないですし、本籍地からもらうのか、京丹後市がもらってくれるのか、そういう様々なことがこの制度には出てきます。

私の意見では、今までは児相長が決定していて、保護者はそれが許せない場合は、児相長を攻撃する。児相と保護者は本来なら支援のために協働しなければいけないのにそれができない。だから、第三者である裁判所が児相の意見を聞き、保護者の意見を聞き、公平な判断をするというのが私の制度の理屈だったんです。でも、許可状になっているので、児相が必要なことを書いて出し、それを裁判所が判断する。保護者は意見を聞かれない。保護者の立場としたら、保護者の意見は聞かれないままで、「児相がしました」、「裁判所が決定しました」ということになる、本当に保護者との関係が上手くいくのか。私は根本的にこの制度についてはどうなのかと思っています。

裁判所が親の意向を聞こうと思ったら今のような体制ではとてもできない。だから、裁判所が関与するためにはこの制度しかない。言ってみれば、今の体制の中で作られた制度であり、それが上手くいくか心配しています。ただ、児相の実務とし

ては、児相長がおっしゃっていたように大変なことになる。児相はこの制度が上手くいくためにはどうしたらよいかと努力されています。

市町村の皆さん方には色々な協力をお願いされる可能性があると思うので、制度そのものを理解していただくのが一番大事だと思います。制度を理解して、その中で市町村として児相に意見を出すことも必要ですし、実務の中で協力できることは協力をしていくことになると思っています。施行が1年後になったのは、準備が大変なためにこの4月にはできなかったからだと思います。ワーキングでは、色々と議論をしているところなので、また結果が出ると思います。市町村の皆さんも通知が出た時にしっかり見ていただければと思います。

<事務局>

ありがとうございます。他に質問どうでしょうか。

<委員>

市町村がサポートプランを作って、それを渡されて、利用勧奨や措置をすると書いてあるのですが、今までの保護者へのサービスが変わってくるのでしょうか。その点をお伺いしたいと思います。

<講師>

今日は利用勧奨の話をしませんでした。児童福祉法第3条の2によって自治体は保護者を支援しないといけないとなっています。でも、保護者は支援を受けなければならないという条文はないんです。ただ、児童虐待防止法では虐待した保護者は児相の指導を受けなければいけない。指導を受けない場合は一時保護という話になっていくけれど、支援を受けなければいけないという法律はないんです。

ところが、支援をしようとしてもそれを受けない人に対しては利用勧奨という話が出てくることになる。そうしたら、これは支援なのか、指導なのか。市町村の場合は、「こういう支援があります」という説明をして、保護者に納得してもらうことに力を注がないといけない。児童虐待防止法は、児相長は「2号送致で指導を受けられないといけないんです」と言いますが、支援を受ける義務はないんです。だから、「あなたには支援が必要で、こういう支援や方法があるんです」ということをどれだけ納得してもらえるかが大事で、市町村の力量が問われます。ご家族の状況をしっかりと見ながら、その人に合う支援を考えないといけない。「こんな支援があります」「ありがとうございます」という関係をどう作るかが市町村には非常に大事になります。

利用勧奨をどうやってするのか。指導的なニュアンスが入っていて、本当に上手く使えるのかという疑問があります。ただ、基本は市町村はその人に合う支援が何なのかをしっかりと考えていかないといけないし、その人に受け入れられる支援がわかったら受けってもらう。そこを考えていくことが市町村では非常に大事なところ

だと思えます。

<委員>

ありがとうございます。

<事務局>

それでは、最後にどうしてもという方がありましたらお願いいたします。

<事務局>

今日は貴重なご講演ありがとうございました。子どもの意見表明について一つ質問があります。子どもということで18歳未満が対象になるんですけども、例えば虐待の対応をするにあたって、保育所やこども園、学校から子どもが「今日、お父さんにこんなことされた」と喋る場合もあると思うんですが、そうした場合に「そのことを保護者に伝えて、話を聞くよ」ということを、どれぐらいの年齢まで同意を取ってする方がいいのか。例えば就学前の子どもだとその子が言ったことをどれだけ尊重しないといけないのかという辺りを聞かせていただけたらと思えます。

<講師>

子どもの立場に立った時に、子どもの意見で動くのか、それが年齢と関係するののかという問題があると思えます。野田の事件では「子どもさんがこんなことを言ってます」と親に伝えているんです。親は「児相の言うことを聞きます」と言っていたんですが、一時保護から帰ってきて「お前、余計なことを言ったんじゃないか」と攻撃されているんです。だから、一時保護をする時には子どもの意見でするのではなく、客観的事実で対応する。「子どもが帰りたくないと言ってる」、「子どもが嫌だと言ってる」という話をするのは難しいと思うんです。いかに子どもを守るかということです。年齢が高くなって本人が同意したからといって、本当にそのことを言ってもいいのかどうかは検討の必要があると思えます。

とにかく、子どもの意見によって何かをするのは難しいと思うんです。逆に親は同じようなことをしています。「余計なことを言っちゃいけませんよ」ということを言っています。そうすると、子どもが間に立って、親の言っていることを守らないといけないし、相談者の言うことも守らないといけなくなる。子どもをどうしたら守れるのかということは、とにかく注意しないといけないと思うんです。野田の事例はそれが十分できていなくて、子どもが「父親から暴力を振るわれている」と言っていることを父親に丁寧に説明したために最後は事件になった。最初のところから非常に大きな間違いがあったと考えられます。アンケートについても、お父さんが「アンケートを見せてもいいと子どもが言いました」「事実の書です」と書面を持ってきて、教育委員会が「子どもが書いてるんだから」とアンケートを見せているんですが、これは逆の立場で同意を得てますね。でも、その同意を本当に同意とし

て捉えていいのかどうか。つまり親は子どもを言いくるめてしまうことがある。同じようにこちらが「子どもがこう言ってます」ということを使うわけにはいかないところがある。子どもの発言や子どもの状態をどう伝えるかということは工夫しなければいけないと思います。

<事務局>

ありがとうございました。

<事務局>

ありがとうございました。それでは、この研修につきましては以上をもちまして終了とさせていただきます。川崎先生、大変お忙しい中ご講演いただきましてありがとうございます。

<講師>

失礼いたしました。ぜひ頑張ってください。

閉会

<事務局>

はい。それでは、最後に全体を通して皆様から何か協議事項も含めまして、ご意見ご質問いただけたらと思いますが、いかがでしょうか。

ないようですので、最後に閉会にあたりまして本協議会会長でありますこども部吉田部長よりご挨拶申し上げます。

会長挨拶

<会長>

皆様どうもありがとうございました。本日は本協議会の運営状況、活動計画についてご協議をいただきましてどうもありがとうございました。また川崎センター長様にはご講演をいただきました。実際の具体的な事例や子どもの意見、そして職員の意見などを交えながらとてもわかりやすく説明をしていただきましたので、自分ごとのようにしっかりと胸に刻み込まれたとっております。また、子どもの意見表明のこと、こども家庭センターのことも理解を深められたとっております。

本日、皆様と一緒にこの講演を聞きまして、今後も要対協の協議会についての活動もさらに推進していけることと感じました。京丹後市ではこの4月からこども部を創設しまして、こども家庭センターを設置しております。今、子育て支援の相談や支援については母子保健と児童福祉が一体となって包括的にできております。本当に手応えが今あって、一体的になったということはやっぱりこんなにいいことなんだと感じております。また、サポートプランも作成をし始めておりまして、それを頑張っていていきたいなというふうに考えております。

今後も自らSOSを出せない子どもたちの安全と権利を守り、そして、将来に幸せな生活が送れることができるように、皆さんとともに一層の連携をしまして、保護を必要とする子どもたちの早期発見、早期対応に努めて参りたいと思います。有機的なネットワークづくりにまたご理解ご協力の方よろしく願いいたします。本日はどうもありがとうございました。

<事務局>

それでは以上をもちまして、令和6年度要保護児童対策地域協議会代表者会議を閉会といたします。お忙しい中、ご出席いただきありがとうございました。